

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		幼稚園入園の許可		
根拠例規及び条項		多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和62 年教委規則第 9 号） 第 6 条		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項			
	基 準	幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する 3 歳児、4 歳児及び 5 歳児（当該年度の 4 月 1 日現在の満年齢）とする。入園希望者が定員数を超えた場合は、抽選により決定する。		
	設定年月日	平成 15 年 5 月 27 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～10 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	協議機関 日（機関名 ） 処分機関 10 日		
	設定年月日	平成 15 年 5 月 27 日	最終変更年月日	
備 考				